	許認可事務の名称	根拠法令名	根拠条文	標準処理期間	担当課	審査基準 - 処分基準	参考条文1	参考条文2	参考条文3	参考条文4
		墓地、埋葬等に関する 法律施行規則	第1条		町民税 務課	墓地、埋葬等に関す	第五条 埋葬、火葬又は改葬を 行おうとする者は、厚生労働省 令で定めるところにより、市町村 長(特別区の区長を含む。以下 同じ。)の許可を受けなければな らない。	は死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。	る法律施行規則】 第一条 墓地、埋葬等 に関する法律(昭和二 十三年法律第四十八 号。以下「法」という。) 第五条第一項の規定 により、市町村長(特別 区の区長を含む。以下 同じ。)の埋葬又は火葬	
2	墓地の使用許可	三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例	第5条	14日	町民税	墓地の使用許可は、 三朝町営墓地の設 及び管理に関する条 別項に規定するもの ないことを基準とす る。	でいりれがに該当りる場合は、第1項の許可をしないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 墓地を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。			
;	墓地の使用料及び 管理料の減免	三朝町営墓地の設置及 び管理に関する条例	第8条	14日	判 務課	L Z の Mutt DIJ to T田 中	(使用料及び管理料の減免) 第8条 町長は、公益上その他 特別の理由があると認めるとき は、使用料及び管理料の全部 又は一部を減免することができ る。			
4		三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例	第6条第2 項、第7条 第3項	14日	町民税 務課	理料の還付は、町長が特別の理由があると認めるかどうかを		(管理料) 第7条 略 2 略 3 既納の管理料は還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。		

5	印鑑の登録	三朝町印鑑条例	第4条	14日	町民税務課	印鑑の登録について は、三朝町印鑑条例	次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく印 鑑の登録をしなければならない。	いて住民基本台帳法(昭和 42年法律第81号。以下 「法」という。)の規定により 三朝町の住民基本台帳に 記録されている者につい	わらず、次に掲げる者 については、印鑑の登 録を行わない。 (1) 15歳未満の者	
	個人番号カードの 交付	行政手続における特定 の個人を識別するため の番号の利用等に関す る法律		60日	町民税務課	通知カード及び個人 番号カードの交付等 に関する事務処理要	(個人番号カードの交付等) 第十七条 市町村長は、政市で定めるところにより、当該市記 村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者に係るの申請により、その者に係るの人番号カードを交付するものとする。この場合において、通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとらなければならない。			
7	通知カードの再交 付	行政手続における特定 の個人を識別するため の番号の利用等に関す る法律	第11条第1項	30日	町民税務課	通知カード及び個人 番号カードの交付等 に関する事務処理要 領による	(通知カードの再交付の申請等) 第十一条 通知カード又は個 人番号カードの交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、住所地再交付を受けようとする旨知カードの事由並びに当該通知カードの事由並びに当該通知カー氏名での事はでのではででのが世別を記載した再のではでは別を記載した再のできる。			

8 個人番号カー再交付	行政手続における特定 ドの の個人を識別するため の番号の利用等に関す る法律	第28条第1	60日	町民税	通知カード及び個人 番号カードの交付等 に関する事務処理要 領による	第一条 個大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大		
9 一般廃棄物の 又は運搬業の	収集 廃棄物の処理及び清掃 許可 に関する法律	第7条第1項	14日	町民税 務課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項に適合していることを基準とする	第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。		
一般廃棄物の 10 又は運搬業の 更新	収集 廃棄物の処理及び清掃 に関する法律	第7条第2項	14日	町民税 務課	廃棄物の処埋及び清 掃に関する法律第7 条第5項に適合して	2 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。		
11 一般廃棄物処 の許可	分業 廃棄物の処理及び清掃 に関する法律	第7条第6項	14日	町民税務課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第10項に適合しているいることを基準とする。	第7条第6項 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。		
12 一般廃棄物処 の許可の更新	分業 廃棄物の処理及び清掃 に関する法律	第7条第7項	14日	町民税 務課	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第7 条第10項に適合して	第7条第7項 前項の許可は、 一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、 その効力を失う。		

13	一般廃棄物収集運 搬業の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律	第7条の2第 1項	7日	町民税務課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7 条の2第2項に適合していることを基準とする。	第七条の二 一般廃棄物収集 運搬業者又は一般廃棄物処分 業者は、その一般廃棄物の収 集若しくは運搬又は処分の事業 の範囲を変更しようとするとき は、市町村長の許可を受けなけ ればならない。		
14	一般廃棄物処分業 の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律	第7条の2第 1項	7日	町民税務課	条の2第2項に適合し	第七条の二 一般廃棄物収集 運搬業者又は一般廃棄物処分 業者は、その一般廃棄物の収 集若しくは運搬又は処分の事業 の範囲を変更しようとするとき は、市町村長の許可を受けなけ ればならない。		
15	浄化槽清掃業の許 可	净化槽法	第35条第1項	14日	町民税務課	浄化槽法第36条に適合していることを基準とする。	(許可の基準) 第三十六条 市町村長は、前 条第一項の許可の申請が次の 各号のいずれにも適合している と認めるときでなければ、同項 の許可をしてはならない。 一 及び二 略		
16	犬の登録及び鑑札 の交付	狂犬病予防法	第4条第2項	7日	町民税 務課	なし	(登録) 第四条 略 2 市町村長は、前項の登録の 申請があつたときは、原簿に登 録し、その犬の所有者に犬の鑑 札を交付しなければならない。		
17	犬の予防注射済票 の交付	狂犬病予防法	第5条第2項	7日	町民税 務課	なし	第五条 略 2 市町村長は、政令の定める ところにより、前項の予防注射 を受けた犬の所有者に注射済 票を交付しなければならない。		
18	犬の観察の再交付	狂犬病予防法施行令	第1条の2	7日	町民税務課	なし	(鑑札の再交付) 第一条の二 市町村長(特別 区にあつては、区長。以下同 じ。)は、鑑札を亡失し、又は損 傷した犬の所有者から鑑札の 再交付の申請があつたときは、 鑑札を交付しなければならな い。		
19	犬の予防注射済票 の再交付	狂犬病予防法施行令	第3条	7日	町民税 務課	なし	(注射済票の再交付) 第三条 市町村長は、注射済 票を亡失し、又は損傷した犬の 所有者から注射済票の再交付 の申請があつたときは、注射済 票を交付しなければならない。		